

APEC エンジニアの登録更新審査結果（技術士分：第1回）について

平成 18 年 3 月 2 9 日
日本 APEC エンジニア・モニタリング委員会
事務局

1 . APEC エンジニアの登録には、5 年の有効期限が設定されており、初回の登録日が 2001 年 4 月 1 日、[JP-1-000001 ~ JP-1-001082 有効期限 2006 年 3 月 31 日]の方が今回の更新対象者となります。

2 . 日本 APEC エンジニア・モニタリング委員会において、APEC エンジニア第 1 回更新審査結果（技術士に関するもの）について申請のあった 703 件 中、703 件が APEC エンジニア登録更新に際し必要な要件を満たしているものと認定されました。その内訳については、Civil が 582 件、Structural が 121 件でありました。

3 . APEC エンジニアの登録更新要件を満たしていると認定された方につきましては、APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局（社団法人日本技術士会内）より、APEC エンジニア登録証（更新後の有効期限を記載したもの）を郵送いたします。

4 . なお、今回、更新手続きを行わなかった場合の手続きにつきましては、後日日本 APEC エンジニア・モニタリング委員会 事務局 （(社)日本技術士会ホームページ）にて発表いたします。

以上

問い合わせ先
（社）日本技術士会内
日本 APEC エンジニア・モニタリング委員会
事務局
三上、井上
TEL : 03-3459-1331